

休業中の就業可能日数/時間数の取扱い

出生時育児休業給付金の支給対象期間中、最大10日（10日を超える場合は就業した時間数が80時間）まで就業することが可能です。

休業期間が28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります。⇒例5・6参照

例：14日間の休業 ⇒ 最大5日（5日を超える場合は40時間）

10日間の休業 ⇒ 最大4日（4日を超える場合は約28.57時間）

[10日×10/28≒3.57（端数切り上げ）⇒4日、80時間×10/28≒28.57時間（端数処理なし）]

出生時育児休業期間中に就業した時間を合計した際に生じた分単位の端数は切り捨てます。

また、出生時育児休業を分割して取得する場合は、それぞれの期間ごとに端数処理を行います。

例5-1：28日の出生時育児休業期間中、15日間（1日8時間）就業した場合

休業開始日	2～6日目	7・8日目	9～13日目	14・15日目	16～20日目	21～28日目
休業	就業	休業	就業	休業	就業	休業

28日の出生時育児休業期間のうち、10日（10日を超える場合は80時間）を超えて、15日（120時間）就業しているため、全期間を通じて出生時育児休業給付金は不支給となります。

例5-2：出生時育児休業を分割して取得し、

それぞれの期間を合計して9日間（1日8時間）就業した場合

休業開始日	2～6日目 (5日間)	7・8日目	休業開始日	2～5日目 (4日間)	6～15日目
休業	就業	休業	休業	就業	休業

出生時育児休業1回目（8日間）

出生時育児休業2回目（15日間）

合計23日の出生時育児休業期間のうち、9日就業していますが、就業可能日数以下のため、出生時育児休業給付金は支給されません。

※10日×23/28≒8.21（端数切り上げ）⇒9日

例6：出生時育児休業を10日間取得し、そのうち6日間部分就業した場合

	休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	休業終了日
本人	休業	4時間就業	休業	8時間就業	休業	4時間就業	休業	休業	4時間30分就業	休業
		休業	4時間就業			休業	4時間就業		休業	

10日間の出生時育児休業を取得した場合、4日以下（4日を超える場合は約28.57時間以下）の就業が可能です。このケースでは、計6日間、28時間（28時間30分から分単位の端数を切り捨て）の就業であるため、出生時育児休業給付金は支給されます。